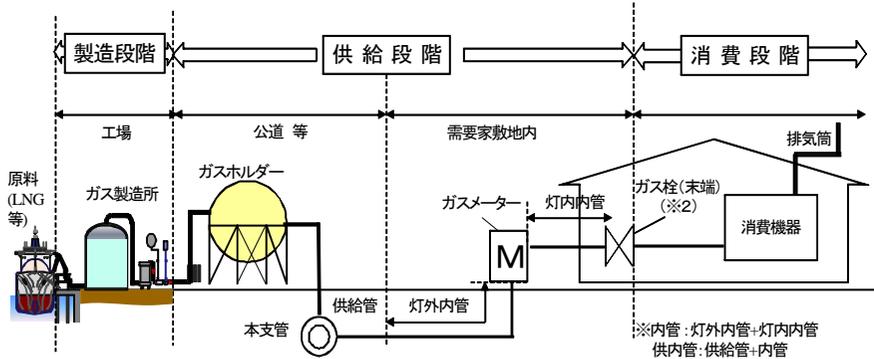
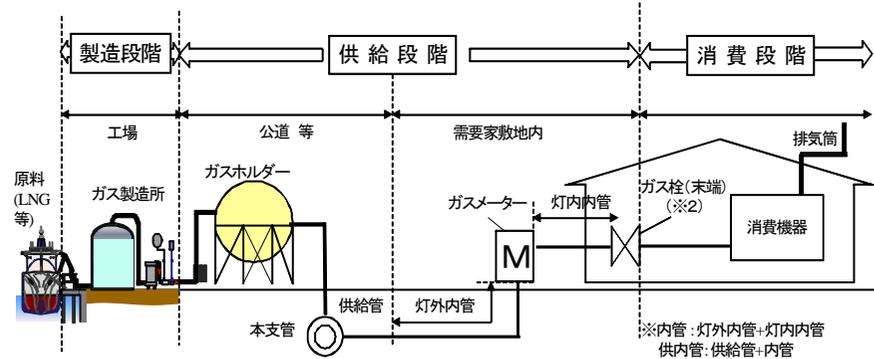


ガス安全高度化計画の改正案
新旧対照表（傍線部分は改正部分）

平成28年4月26日
経済産業省ガス安全室

改正案	現行												
<p>はじめに</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>ガス事業：一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス小売事業及びガス製造事業をいう。ただし、ガスの小売全面自由化前に関する記載においては、一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス事業をいう。</u></p> <p>2. 現状分析 (1) 事故の全体像</p> <p>(略)</p>  <table border="1" data-bbox="246 1029 1120 1157"> <tr> <td>資産区分</td> <td>ガス事業者</td> <td>需要家(ガスメーターのみガス事業者)</td> </tr> <tr> <td>保安責任区分(※1)</td> <td>ガス事業者</td> <td>需要家(一部ガス事業者)</td> </tr> </table> <p>(※1) 保安責任：ガス事業法第61条第1項等に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務</p> <p>第3章 消費段階における保安対策 2. 排気ガスによるCO中毒事故対策 (2) 周知・啓発 家庭用需要家については、<u>ガス小売事業者及び最終保障供給を行う一般ガス導管事業者が定める保安業務規程に沿って、消費機器使用時の換気をはじめとした</u></p>	資産区分	ガス事業者	需要家(ガスメーターのみガス事業者)	保安責任区分(※1)	ガス事業者	需要家(一部ガス事業者)	<p>はじめに</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>ガス事業：都市ガス事業（一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業）をいう。</u></p> <p>2. 現状分析 (1) 事故の全体像</p> <p>(略)</p>  <table border="1" data-bbox="1164 1029 2038 1157"> <tr> <td>資産区分</td> <td>ガス事業者</td> <td>需要家(ガスメーターのみガス事業者)</td> </tr> <tr> <td>保安責任区分(※1)</td> <td>ガス事業者</td> <td>需要家(一部ガス事業者)</td> </tr> </table> <p>(※1) 保安責任：ガス事業法第28条に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務</p> <p>第3章 消費段階における保安対策 2. 排気ガスによるCO中毒事故対策 (2) 周知・啓発 家庭用需要家については、消費機器使用時の換気をはじめとした安全使用に係る周知・啓発を徹底し、持続的に安全に関する意識と知識を保持することを目標</p>	資産区分	ガス事業者	需要家(ガスメーターのみガス事業者)	保安責任区分(※1)	ガス事業者	需要家(一部ガス事業者)
資産区分	ガス事業者	需要家(ガスメーターのみガス事業者)											
保安責任区分(※1)	ガス事業者	需要家(一部ガス事業者)											
資産区分	ガス事業者	需要家(ガスメーターのみガス事業者)											
保安責任区分(※1)	ガス事業者	需要家(一部ガス事業者)											

改正案	現 行
<p>安全使用に係る周知・啓発を徹底し、持続的に安全に関する意識と知識を保持することを旨とする。</p> <p>(略)</p> <p>4. 用品規制・長期使用製品安全点検制度 (3) 長期使用製品安全点検制度の普及・定着</p> <p>(略)</p> <p>今後、さらに機器の製造事業者、販売事業者、ガス事業者等関係者が協働して、制度普及へのベストプラクティスの蓄積・共有化等を行うとともに、点検により事故を未然に防止するという制度のメリットを積極的に発信し消費者の理解を得ていくことにより、一層の制度の普及・定着に取り組むことが必要である。</p> <p>第4章 供給段階及び製造段階における保安対策 5. 特定製造所内事故対策 簡易ガス小売事業³⁷における特定製造所内での事故は、被害は少ないものの、供給支障を引き起こしている。また事故の約7割がガス切れ及びバルブの開放忘れといった作業ミスや、感震遮断装置への接触による誤作動等を原因として発生している。今後はこれらヒューマンエラー等による事故を防ぐため、配送担当者との配送確認や、特定製造所内での作業時のチェックシートの活用などを行うとともに関連する教育・訓練等を実施する。</p> <p><u>3.7 簡易ガス小売事業：特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するガス小売事業をいう。</u></p> <p>第6章 保安人材の育成と需要家への安全教育・啓発 1. 保安人材育成の役割と方向性</p> <p>(略)</p> <p>保安人材には、ガス工作物の工事・維持及び運用を監督する立場であるガス主任技術者、保安業務監督者、保安管理組織を構成する保安統括者等、保安業務を統括・管理する人材から、実際に現場で作業を行う実務担当者に至るまで、様々な人材により構成されている。また、求められる能力も、知識やヒューマンスキ</p>	<p>す。</p> <p>(略)</p> <p>4. 用品規制・長期使用製品安全点検制度 (3) 長期使用製品安全点検制度の普及・定着</p> <p>(略)</p> <p>今後、さらに製造事業者、販売事業者、ガス事業者等関係者が協働して、制度普及へのベストプラクティスの蓄積・共有化等を行うとともに、点検により事故を未然に防止するという制度のメリットを積極的に発信し消費者の理解を得ていくことにより、一層の制度の普及・定着に取り組むことが必要である。</p> <p>第4章 供給段階及び製造段階における保安対策 5. 特定製造所内事故対策 簡易ガスにおける特定製造所内での事故は、被害は少ないものの、供給支障を引き起こしている。また事故の約7割がガス切れ及びバルブの開放忘れといった作業ミスや、感震遮断装置への接触による誤作動等を原因として発生している。今後はこれらヒューマンエラー等による事故を防ぐため、配送担当者との配送確認や、特定製造所内での作業時のチェックシートの活用などを行うとともに関連する教育・訓練等を実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 保安人材の育成と需要家への安全教育・啓発 1. 保安人材育成の役割と方向性</p> <p>(略)</p> <p>保安人材には、ガス工作物の工事・維持及び運用を監督する立場であるガス主任技術者や保安管理組織を構成する保安統括者等、保安業務を統括・管理する人材から、実際に現場で作業を行う実務担当者に至るまで、様々な人材により構成されている。また、求められる能力も、知識やヒューマンスキル³⁷といった能力</p>

改正案	現 行
<p>ル³⁶といった能力から、現場で求められる技能（テクニカルスキル）まで、その立場・役割により大きく異なる。そのうち、知識や技能（テクニカルスキル）については、国及び業界の資格制度を通じて習得しその能力が担保されるものもあり、また、教育・訓練や日々の保安業務を通じてその能力の維持・向上が担保されるものもある。</p> <p><u>38</u> ヒューマンスキル：コミュニケーション能力及びマネジメント能力をいう。</p>	<p>から、現場で求められる技能（テクニカルスキル）まで、その立場・役割により大きく異なる。そのうち、知識や技能（テクニカルスキル）については、国及び業界の資格制度を通じて習得しその能力が担保されるものもあり、また、教育・訓練や日々の保安業務を通じてその能力の維持・向上が担保されるものもある。</p> <p><u>37</u> ヒューマンスキル：コミュニケーション能力及びマネジメント能力をいう。</p>